

※掲載情報は6月5日時点のものです。状況により変更となる場合があります。

## 新型コロナウイルス感染症に関連する市独自の支援策

※今後、市議会での審議・議決を経て実施する事業を含みます。

申し込み開始日など、各種支援策の詳細は  
彦根市ホームページで随時、更新します。▶



| 対象    |                   | 内容   | 問い合わせ先  |                                |
|-------|-------------------|--|---|--------------------------------|
| 世帯・個人 | 新型コロナの影響で生活にお困りの人 | 【生活支援緊急相談窓口】生活の不安などの相談を伺い、必要な支援につなげます。       | コールセンター<br>☎0120-66-3792  |                                |
|       | 全世帯               | 1人につき2,000円分のカタログギフト（市内のお勧め品、食事券など）を市内全世帯へ配布 | 地域経済振興課<br>☎30-6119 FAX24-9676  |                                |
|       | 子ども・子育て世帯         | 妊婦   | 妊婦1人につき10万円を支給（4月27日時点で妊娠し、6月1日までに妊娠届出書を提出した人。令和3年1月11日以降の出産予定日の人を除く） | 健康推進課<br>☎24-0816 FAX24-5870   |
|       |                   | 子ども  | 子ども1人につき1万円、高校生世代は5千円増額して支給（平成14年4月2日から令和2年6月30日までに生まれた人）             | 子ども・若者課<br>☎49-2251 FAX26-1768 |
|       |                   |  | 小・中学生1人につき図書カード5,000円分を配布   | 学校教育課<br>☎24-7973 FAX23-9190   |
|       | ひとり親世帯            | 児童扶養手当支給対象の子ども1人につき1万円を加算支給                  | 子育て支援課<br>☎26-0994 FAX26-1768   |                                |
|       | 税金などの支払いが難しい人     | 水道基本料金の免除（7月検針分以降、4か月間）<br>上下水道料金の支払猶予       | 上下水道業務課<br>☎22-2722 FAX22-5433  |                                |
|       |                   | 国民健康保険料の免除 6月（第1期）と7月（第2期）<br>保険料の支払猶予       | 保険料課<br>☎30-6145 FAX22-1398   |                                |
|       |                   | 市税の支払猶予                                      | 納税課<br>☎30-6109 FAX22-1398  |                                |
|       |                   | 市営住宅家賃の減額・支払猶予                               | 建築住宅課<br>☎30-6123 FAX24-8517  |                                |

| 対象      |                        | 内容  | 問い合わせ先                         |
|---------|------------------------|---|--------------------------------|
| 事業者     | 滋賀県の休業要請に協力した事業者       | 中小企業など：一律20万円 個人事業主：一律10万円<br>県の制度とは別に支給 ※県の休業要請対象施設のうち、県制度に該当しない事業者も一部適用 | 地域経済振興課<br>☎30-6119 FAX24-9676 |
|         | ウイルス感染対策のための設備投資を行う事業者 | 感染症対策のための設備投資に最大10万円補助（空気清浄機、パーティション、換気設備など。事前にお問い合わせください）                |                                |
|         | 税金などの支払いが難しい事業者        | 水道基本料金の免除（7月検針分以降、4か月間）<br>上下水道料金の支払猶予                                    | 上下水道業務課<br>☎22-2722 FAX22-5433 |
| 市税の支払猶予 |                        | 納税課<br>☎30-6109 FAX22-1398  |                                |

### 相談の目安（該当しない場合の相談も可能）

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある
- 重症化しやすい人など（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある（※高齢者、基礎疾患がある人、妊娠中の人）
- 上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪の症状が続く（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐ相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない人も同様です。）

#### 帰国者・接触者相談センター【毎日】（24時間）

☎077-528-3621 FAX077-528-4865

✉s-support@office.email.ne.jp

※電話がつながりにくい場合は、

☎077-528-3677（平日8:00～19:00のみ）

#### 予防などに関する相談（一般相談）【毎日】（8:30～17:15）

☎077-528-3637 FAX077-528-4865

✉corona-soudan@pref.shiga.lg.jp

※外国語での相談は、しが外国人相談センター

☎077-523-5646（平日10:00～17:00）

この目安は皆さんが相談する目安です。検査はこれまでどおり、医師が個別に判断します。